

「東海大学看護研究」 投稿要項

第1条

本要項は、東海大学看護研究：Journal of Tokai University Nursing Research (JTN)の発刊に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条

本誌は看護学の知識の交流により、人々の健康と福祉に貢献することを目的とし、看護学の発展に寄与する研究や学術的な取り組みを発信する学術誌である。

第3条 投稿資格

東海大学看護研究の筆頭著者となる資格を有するのは、以下に掲げる者とする。

- (1) 学园内専任・特任教職員
- (2) 研究生ならびに研究員および研修員
- (3) 本学看護学科卒業生ならびに看護学専攻に在籍する学生および修了生
- (4) 本学非常勤教員
- (5) その他、編集委員会が認めた者

第4条 発行日程

本誌の発刊は、原則以下の通りとする。

※投稿受付開始日、投稿受付締切日及び原稿提出締切日が日曜日および祝日の場合はその翌日とし、土曜日の場合はその翌々日とする。

投稿受付開始	投稿受付締切日	原稿締切	最終原稿締切日	発行日
7月1日	8月31日	10月31日	12月31日	3月末日

第5条 投稿の種類

原稿の種類は以下の3種類とする。

- (1) 論文：看護学の知識の発展に貢献する研究であり、研究・開発の成果を学術的にまとめた論文（総説を含む）。文字数は原則、本文12,000字以内とする（抄録、引用文献、図表は含まない）。
- (2) 実践報告：看護の実践や教育のうち、看護学および看護学の発展に寄与または参考になるもの。文字数は原則、本文12,000字以内とする（抄録、引用文献、図表は含まない）。
- (3) その他：看護学やその関連領域に関する研究の基礎となる資料的価値があるもの（実態調査や文献レビューなどを含む）その他、編集委員会が適切と判断したもの。文字数は原則、本文12,000字以内とする。（抄録、引用文献、図表は含まない）但し、編集委員会から依頼された原稿についてはこの限りではない。

第6条 原稿の受付および採否

- (1) 原稿受付は、オンライン投稿システムを使用する。受付日はオンライン投稿システムに投稿した日とする。ただし本投稿規程に従っていないものは受け付けないことがある。
- (2) 原稿の採否は査読を経て編集委員会が決定する。なお、査読はダブル・ブラインド体制（著者には査読者名および担当編集委員名を知らせないとともに査読委員にも論文の著者を知らせない状態で査読を行う方式）で行う。
- (3) 原稿の修正投稿期限は査読結果の通知から30日とする。修正投稿期限を過ぎても再投稿が行われない場合には不採扱扱いとすることがある。ただし、病気や災害などにより

投稿者から申し出がある場合はそれを考慮することがある。

- (4) 原稿の再査読に対する修正投稿期限は査読結果通知から 14 日とする。
- (5) 編集委員会の判定により、原稿の修正および原稿の種別の変更を著者に提案することがある。

第7条 投稿手続

- (1) 論文の投稿は、東海大学医学研究科看護学専攻ホームページ上の、オンライン投稿システムで行う。
- (2) オンライン投稿システムに沿って、著者名や所属機関名、謝辞・研究助成、著者資格、付記を入力し、下記の書類をアップロードする。利益相反が未申告の者は、投稿受付後に送信されるメールに従い、書類を提出する。
 - ・原稿
 - ・図表
 - ・論文投稿チェックリスト

第8条 特筆すべき事項

特別に書き述べておく事項は、以下、すべて論文末に記載する。

- (1) 著者の貢献内容
例) A および B は研究の着想およびデザインに貢献；C は統計解析の実施および草稿の作成；D は原稿への示唆および研究プロセス全体への助言；すべての著者は最終原稿を読み、承認した。(A や B はイニシャルとする)
- (2) 著者以外で当該研究の遂行や論文作成に貢献した者（以下、貢献者）がいる場合は、各貢献者の貢献内容を記して謝意を述べることができる。謝辞に記載する者の例として、純粋な技術的支援を提供した者、執筆の補助、または部門の責任者等が含まれる。ただし、最終原稿提出までは、氏名を墨消しとする。
- (3) 当該研究の遂行に関して受けた研究助成がある場合は記載する。
- (4) 論文を学術集会にて発表している場合や修士・博士論文に加筆・修正するものである場合は、
例) 本論文の内容の一部は、第〇回〇〇〇学会学術集会において発表した
例) 本研究は、〇〇大学大学院〇〇研究科に提出した修士（博士）論文に加筆・修正を加えたものである。

第9条 臨床試験

臨床試験は、臨床試験登録公開制度システム（UMIN-CTR など）に登録する。ランダム化比較試験（randomized controlled trial; RCT）では、CONSORT 声明に従う。

第10条 研究倫理

- (1) 投稿論文の内容は、国の内外を問わず他の学術雑誌にすでに発表あるいは投稿されていないものに限る。重複投稿は禁止する。ただし、査読を受けずに文書もしくはインターネット上で公開されている、科研費やその他の研究助成の報告書、機関リポジトリにおける学位論文、プレプリントサーバー等は学術雑誌における発表とみなさない。
- (2) 投稿する者は、所属施設の倫理教育等を遂行されていなければならない。
- (3) 人を対象とする研究を実施する際には、ヘルシンキ宣言に従い、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等該当する国内の指針・法令を遵守して実施する。
- (4) 人および動物が対象である研究は、倫理的配慮の内容について本文中に記載すること。なお、記載する際には施設や個人が特定されないよう留意する。実践報告についても、原則として倫理審査を必要とする。ただし、内容により必要としない場合もあるため、編集委員会の指示にしたがうこと。

- (5) 倫理審査委員会における承認が必要な研究は、倫理委員会名および承認番号を伏字で本文中に記載すること。
- (6) 各著者の貢献について具体的内容を記載する。掲載場所は、論文末尾の謝辞の次、文献リストの直前とする。

第11条 利益相反

- (1) 利益相反は、原則、臨床研究倫理審査を受けた施設もしくは所属先の利益相反に関わる部署に申告する。申告先は、原則、所属先の利益相反に関わる部署とする。申告がされていない場合は、本会所定の書式にて報告しなければならない。
- (2) 投稿時、論文投稿者および共著者は、著者ごとに論文に関連する企業・団体等との利益相反の状態を報告する。
- (3) 相反状態が存在しない場合には、論文末に「本研究における利益相反は存在しない」と記載する。

第12条 原稿の受付および採否と著作権

著作権は東海大学医学部看護学科に帰属し、医学部看護学科編集委員会の承諾なしに他誌に掲載することを禁ずる。

原稿の採否は、複数名の査読を経て、編集委員会が決定する。

第13条 原稿の書き方

- (1) 原稿は日本語とする。
- (2) 原稿の構成は、論文題目（日本語・英語）、和文抄録（400字以内）、英文抄録（250words以内）、キーワード（日本語・英語でそれぞれ5語以内）、本文、文献、図表の順とする。また、本文中に図、表の挿入希望位置を示す。図表の数は6点以内とする。
- (3) オンライン投稿システム画面上に入力した著者名や所属機関名、謝辞、著者資格などは本文原稿には含まない。
- (4) 原則として、標準的なフォント（MS 明朝、MS ゴシックなど）を用いたMS-Wordで作成する。
- (5) 原稿にはページ番号およびページごとに行番号を挿入する。
- (6) 原稿はA4版横書きで、1行の文字数を40字以内、1ページの行数を36行以内とし、適切な行間をあける。
- (7) 原稿ファイルは本文（文献を含む）、図（写真を含む）・表に分ける。必ず投稿前にファイル内の文字化け、画像の鮮明度などを確認する。
- (8) 自著を引用する場合は、「著者」「筆者」との文言を用いず、自身の固有名詞を明記し、文献リストにも明記する。
- (9) 外国語はカタカナで、外国人名や日本語訳が定着していない学術用語などは原則として活字体の原綴りで書く。
- (10) 投稿するファイルには、MS-Wordの校閲機能による変更履歴・コメントを使用しない。
- (11) 抄録には原則として、目的・方法・結果・結論の項目をつけ、それぞれにつき簡潔に述べる。
- (12) 英文抄録は和文抄録の内容と一致しており、ネイティブ・チェックを受ける必要がある。
- (13) 改訂稿の場合、査読者からの指摘に基づいて修正した箇所にアンダーラインをひく。
- (14) 本誌はブラインドによる査読を行うため、本文中に著者名が容易に推測されるような記載はしない。

第14条 文献

- (1) 文献は、本文中に著者名、発行年次を括弧で表示する。なお、【翻訳書】を引用する場合で、それを本文中に表示する場合は、原著者名（原書の発行年次／訳書の発行年次）と表示する。
- (2) 文献は著者名のアルファベット順に列記する。但し、共著者含めは3名まで表記する。
- (3) 外国人著者の名前は、「姓（フルスペル）、名（イニシャル）」で記載する。
- (4) 文献の記載方法は、原則としてAPA論文作成マニュアル 第3版（医学書院）に従う。

【雑誌論文】

- ・著者名（発行年次）：論文の表題、掲載雑誌名、号もしくは巻（号）、最初のページ数-最後のページ数

※日本語雑誌名は医中誌略誌名（医学中央雑誌刊行会）に、国際雑誌名はIndex Medicus（アメリカ国立医学図書館）のタイトル略記（NLM Title Abbreviation）の所載に従う。ただし、両データベースに収録されていない場合は、雑誌のフルタイトルを表記する。

【単行本】

- ・著者名（発行年次）：書名（版数）、出版社名
- ・著者名（発行年次）：論文の表題、編者名、書名（版数）、ページ数、出版社名

【翻訳書】

- ・原著者名（原著の発行年次）/訳者名（翻訳書の発行年次）：翻訳書の書名（版数）出版社名

【オンライン版でDOIのない場合】

- ・著者名（年号）：論文タイトル、掲載誌名、巻（号）、開始ページ-終了ページ、URL

【オンライン版で、DOIのある場合】

- ・著者名（年号）：論文タイトル、掲載誌名、巻（号）、開始ページ-終了ページ、doi：DOI番号

【Web ページなど、逐次的な更新が前提となっているコンテンツを引用する場合】

- ・Web ページの場合

サイト名：タイトル、Retrieved from: <http://>・・・（検索日：〇〇〇〇年 〇〇月〇〇日）※出版データのあとにカッコで括って検索日を記載する。

第15条 図表

- (1) 図、表および写真は、図 1、表 1 など通し番号をつけ、1 ページに1点として作成する。
- (2) 図については、DOC(X)、XLS(X)、PPT(X)、JPG、TIFF、GIF、AI、EPS および PSD フォーマットなどのオリジナルファイルをアップロードする。
- (3) 表は原則として横罫線のみで表示し、縦罫線は表示しない。

第16条 著者校正

投稿された原稿については、査読を経て著者校正を1回行う。ただし原則として、校正の際には、編集委員会からの加筆・修正依頼以外の著者の判断による加筆・修正は認めない。

第17条 掲載料

原稿の受理後、筆頭著者は編集委員会の指示に従い、以下の掲載料の支払いを行う。なお、掲載料はいかなる場合も返金しない。

- (1) 第3条（1）～（3）に該当する者 10,000 円（税抜）
第3条（4）～（5）に該当する者 20,000 円（税抜）
- (2) 学园内専任・特任教員（学事予算が配算されている者に限る）は、編集委員会より発

行された請求書に基づき学事予算の執行を可能とする。

(3) 上記に該当しない者及び上記該当者のうち学事予算を執行しない者は、以下の手順で支払いを行う。

- ・編集委員会より請求書が送付される。
- ・請求書を参照のうえ、所定の期日までに本委員会指定の口座に振り込む。
- ・振込明細書を所定の期日までに東海大学医学部看護学科編集委員会宛てに郵送する。

付則 この要項は 2023 年 4 月 1 日から施行する。